

議案第 71 号

伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例の制定について

伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例を次のとおり制定しようとする。

平成 24 年 6 月 7 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例

(設置)

第 1 条 集落・地域単位で地域の中心となる経営体の確保や経営体への農地集積などについて、集落・地域内で協議し、作成された人・農地プランの原案を審査・検討するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊賀市人・農地プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 人・農地プランの審査・検討に関すること。
- (2) その他人・農地プランに関し必要なこと。

(構成)

第 3 条 検討会議は、委員 12 名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる機関・団体等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 伊賀北部農業協同組合
- (2) 伊賀南部農業協同組合
- (3) 伊賀市農業委員会
- (4) 伊賀市農業再生協議会
- (5) 大山田農林業公社
- (6) 伊賀地域農業改良普及センター

- (7) 伊賀市土地改良連合会
- (8) 伊賀市認定農業者協議会
- (9) 三重県農村女性アドバイザー
- (10) 集落営農組織等
- (11) その他必要と認める機関・団体等
(会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長、副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任は妨げないものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が第3条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集し、議事進行を行う。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、産業振興部農林振興課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。